

世田谷区公契約適正化委員会  
労働報酬専門部会（第1回）次第

平成27年7月21日（火）午前10時～  
場所：区役所第2庁舎5階 第4委員会室

- 1．開会
- 2．部会員委嘱
- 3．議題
  - （1）部会長及び副部会長の選任
  - （2）部会の運営について
  - （3）平成27年度労働報酬下限額の諮問について
  - （4）その他
- 4．閉会

# 世田谷区公契約適正化委員会

## 労働報酬専門部会（第1回）

### 配付資料

- 資料1．部会員名簿
- 資料2．世田谷区の入札・契約制度の概要
- 資料3．世田谷区における入札制度改革のこれまでの取り組み
- 資料4．労働報酬下限額対象案件【工事】
- 資料5．労働報酬下限額対象案件【委託】
- 資料6．東京都における公共工事設計労務単価及び東京都最低賃金
- 資料7．公共工事設計労務単価（国交省HP）
- 資料8．東京都最低賃金資料（東京都HP）
- 資料9．非常勤報酬資料1～3
  - 「世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程」
  - 「世田谷区議会事務局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程」
  - 「世田谷区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程」
- 資料10．他自治体の現状（労働報酬下限額の決定）

これまでの周知、取組みに関する資料

第2回世田谷区公契約適正化委員会 議事概要

労働報酬専門部会 部会員名簿  
(敬称略)

- 委員 小部 正治 (こべ まさはる)  
・東京法律事務所
- 委員 永山 利和 (ながやま としかず)  
・元日本大学教授  
・元世田谷区公契約のあり方検討委員会 委員
- 委員 五十嵐 均 (いがらし ひとし)  
・世田谷建設協会 (建築)
- 委員 豊田 恒行 (とよだ つねゆき)  
・世田谷建設協同組合 (土木)
- 委員 児玉 奈輔 (こだま だいすけ)  
・公契約推進世田谷懇談会
- 委員 田村 重良 (たむら しげよし)  
・連合世田谷地区協議会

## 世田谷区の入札・契約制度の概要

平成27年7月15日現在

項目	工事請負契約	物品等契約
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路舗装、一般土木、建築、電気、給排水衛生、空調、造園工事...以下「工事」</li> <li>・測量・設計委託...以下「測量・設計」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品購入、業務委託、印刷請負、賃貸借...以下「物品等」</li> <li>・売払い</li> </ul>
<b>契約の方式</b>		
制限付き一般競争入札	<p>&lt; 工事請負契約における基本的な契約方式 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格130万円超の工事</li> <li>・ 制限付き 区内事業者を対象</li> </ul>	-
希望制指名競争入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格50万円超の測量・設計</li> </ul>	<p>&lt; 物品等契約における基本的な契約方式 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格50万円超の物品等</li> <li>・ 予定価格30万円超の売払い</li> </ul>
指名競争入札 (直接指名型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急性が高い業務</li> <li>・ 要件を満たす業者が限られる業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様書等を公表することで、防犯・警備上業務に支障のある場合</li> <li>・ 緊急性が高い業務</li> </ul>
見積合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格130万円以下の工事</li> <li>・ 予定数量の見込みが立てられない業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定数量の見込みが立てられない業務</li> </ul>
随意契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50万円超で特定の相手方でないと履行できない業務</li> <li>・ 一部の担当課で50万円以下の土木工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格50万円超で特定の相手方でないと履行できない物品等</li> <li>・ 予定価格30万円超で特定の相手方でないと履行できない売払い</li> <li>・ 予定価格50万円以下の物品等</li> </ul>
プロポーザル方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的、性質が競争入札に適さず、課題解決能力、技術力などの高い技能が必要とされる業務</li> </ul>	同左
<b>入札の発注標準</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間の予定件数に基づき、格付(A～E)ごとの件数が均等になるよう、発注標準を定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の内容・予定価格等に応じて、営業種目(63種目)、地域要件、格付(A・B・C)、資格、実績等をその都度設定。</li> </ul>
<b>総合評価競争入札(施工能力審査型)</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年度より試行開始し、平成26年度より本格実施。</li> <li>・ 予定価格2,500万円以上の工事から対象案件を抽出。</li> <li>・ 特別簡易型</li> <li>・ 価格点、施工能力評価点(工事成績評価点、配置予定技術者の資格点、配置予定技術者の実績点)、地域貢献評価点(災害時協力協定等の締結)の評定値が最も高い者を落札者とする。</li> <li>・ 平成26年度実績17件、平成25年度実績24件、平成24年度実績20件、平成23年度実績7件、平成22年度実績7件、平成21年度実績3件</li> </ul>	-

最低制限価格制度		
	<p><b>工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格 300 万円以上（建築一式工事は 500 万円以上）1 億 8,000 万円未満の案件で導入（総合評価競争入札案件は除く）。</li> <li>・ 最低制限価格は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費をもとに、予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 の範囲で定める。</li> </ul> <p><b>測量・設計</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格 200 万円以上の案件で導入。</li> <li>・ 最低制限価格は、直接人件費、特別経費、技術料等経費、諸経費等をもとに予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 の範囲で定める。</li> </ul>	<p><b>業務委託</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格が 200 万円以上の建物清掃業務委託で導入。</li> <li>・ 最低制限価格は、予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 の範囲で設定。</li> </ul>
低入札価格調査		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の予定価格 1 億 8,000 万円以上の案件、及び総合評価競争入札案件で導入。</li> <li>・ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費をもとに、予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 の範囲で定める。</li> </ul>	-
落札制限		
	<p><b>工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同業種にかかる予定価格 2,000 万円以上の同日開札の案件で、落札を 1 事業者につき 1 件に制限。</li> </ul> <p><b>測量・設計</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同業種にかかる同日開札の案件については、予定価格の多寡にかかわらず、1 事業者につき 1 件に制限。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園維持管理等の一部の業務委託において、同日開札の案件で制限を加える場合あり。</li> </ul>
手持ち工事制限		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 億円以上の未完成工事の件数を 1 事業者 3 件までに制限。</li> </ul>	-
優先業種区分の登録制度		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土木、建築、電気設備、機械設備（給排水衛生設備、空調）、造園は、登録を義務付け。</li> <li>・ 登録は 1 事業者につき 1 区分のみ。原則として登録以外の業種の入札参加は認めない。</li> <li>・ 対象は、区内に本店又は支店があり、事業の継続性が認められるもの。</li> <li>・ 本店が区外にある大手の事業者は対象外。</li> </ul>	-

発注時の実績要件																										
	・案件の内容により、一定の実績を求める。	・案件の内容により、一定の実績を求める場合がある。																								
予定価格の公表																										
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工事</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格 2,000 万円以上の工事は事前公表</li> <li>・ 予定価格 2,000 万円未満の工事は事後公表</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">測量・設計</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非公表</li> </ul>	・ 非公表																								
入札の内訳書の提出																										
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工事</div> 落札候補者が提出した内訳書を確認した上で落札を決定。	-																								
下請契約																										
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工事</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下請状況届の提出を義務付け、下請けの状況把握・この届出や施工現場で一括下請けがないことを確認。</li> </ul>	-																								
前払金																										
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工事</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約金額 50 万円以上が対象で契約金額の 4 割以内（限度額 5 億円）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">測量・設計</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約金額 50 万円以上が対象で契約金額の 3 割以内（限度額 5 億円）</li> </ul>	-																								
中間前払金																										
	・ 工事で契約金額 50 万円以上で、先に前払金を支払った契約が対象で契約金額の 2 割以内（限度額 2 億 5,000 万円）	-																								
部分払																										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事及び測量・設計で既済部分の出来高を算定し代価を支払う。</li> <li>・ 部分払いの支払い回数の制限               <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">契約金額</td> <td style="padding-right: 10px;">100 万円以上 1,000 万円未満</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>1,000 万円以上 2,000 万円未満</td> <td>2 回以内</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>2,000 万円以上 3,000 万円未満</td> <td>3 回以内</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>3,000 万円以上</td> <td>4 回以内</td> </tr> </table> </li> </ul>	契約金額	100 万円以上 1,000 万円未満	1 回	契約金額	1,000 万円以上 2,000 万円未満	2 回以内	契約金額	2,000 万円以上 3,000 万円未満	3 回以内	契約金額	3,000 万円以上	4 回以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造その他の請負契約及び物品の購入契約で既済部分の出来高を算定し代価を支払う。</li> <li>・ 部分払いの支払い回数の制限               <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">契約金額</td> <td style="padding-right: 10px;">100 万円以上 1,000 万円未満</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>1,000 万円以上 2,000 万円未満</td> <td>2 回以内</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>2,000 万円以上 3,000 万円未満</td> <td>3 回以内</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>3,000 万円以上</td> <td>4 回以内</td> </tr> </table> </li> </ul>	契約金額	100 万円以上 1,000 万円未満	1 回	契約金額	1,000 万円以上 2,000 万円未満	2 回以内	契約金額	2,000 万円以上 3,000 万円未満	3 回以内	契約金額	3,000 万円以上	4 回以内
契約金額	100 万円以上 1,000 万円未満	1 回																								
契約金額	1,000 万円以上 2,000 万円未満	2 回以内																								
契約金額	2,000 万円以上 3,000 万円未満	3 回以内																								
契約金額	3,000 万円以上	4 回以内																								
契約金額	100 万円以上 1,000 万円未満	1 回																								
契約金額	1,000 万円以上 2,000 万円未満	2 回以内																								
契約金額	2,000 万円以上 3,000 万円未満	3 回以内																								
契約金額	3,000 万円以上	4 回以内																								
単品スライド																										
	・ 工事材料の価格に著しい変動（1%以上）を生じ、契約金額が不適当となったときに受注者が契約金額の変更を請求できる。	-																								

発注見通しの公表		
	・ 予定価格 1 3 0 万円超の工事を対象に毎年 4 月 1 日、 1 0 月 1 日に公表。	・ 年度当初契約（ 4 月 1 日契約）に限り 1 月下旬に公表。
入札結果の公表		
	・ ホームページ及び契約係窓口で業者名、入札金額、落札者を公表。	同左
見積合せの公表		
	・ 予定価格 1 3 0 万円超の工事	・ 予定価格 5 0 万円超の物品等 ・ 予定価格 3 0 万円超の売払い
随意契約の公表		
	・ 予定価格 1 3 0 万円超の工事 ・ 予定価格 5 0 万円超の測量・設計	・ 予定価格 5 0 万円超の物品等 ・ 予定価格 3 0 万円超の売払い
履行状況の評価		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約金額 5 0 0 万円以上の工事で、完了後に工事成績を評価。</li> <li>・ 評価区分は、優秀、良好、普通、やや不良、不良の 5 段階とし、不良と認められた場合は、認定をした日から 1 箇月以上 1 2 箇月以内の指名停止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約期間が 1 年以上かつ予定価格が 2 0 0 万円以上の業務委託契約のうちの建物清掃、造園、公衆トイレ清掃の業務について実施。</li> <li>・ 契約締結日から 6 箇月後の 3 0 日以内に評価を実施。2 回目以降は、前評価日から 1 年後の 3 0 日以内に評価実施。</li> <li>・ 採点方式により、優秀、良好、普通、やや不良、不良の 5 段階評価を行い、やや不良又は不良と判定した場合は改善指示のうえ再評価を行い、再評価の結果、不良と評価した場合は、2 箇月以内に契約解除又は一定期間に同種契約の入札に指名しない。</li> </ul>
長期継続契約		
	-	・ 物品を借り入れる契約は 5 年、役務の提供を受ける契約は 3 年により複数年契約を行っている。
労働報酬下限額（公契約条例関係）		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事請負契約は予定価格 3 , 0 0 0 万円以上の案件。</li> <li>・ 測量・設計委託契約は予定価格 2 , 0 0 0 万円以上の案件。</li> <li>・ 区長が労働報酬専門部会の意見を聴いて下限額を定め告示し、公契約にかかわる事業者及び下請負者はそれに従う努力義務を負う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格 2 , 0 0 0 万円以上の契約案件（不動産購入契約、賃貸借契約を除く。指定管理者協定を含む）。</li> <li>・ 実施内容は工事と同様。</li> </ul>
労働条件確認帳票（公契約条例関係）		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格 5 0 万円超の契約案件。</li> <li>・ 区と契約した事業者に帳票の提出を求め、公契約にかかわる労働条件が適正であることを確認し、帳票の副本を窓口閲覧に供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格 5 0 万円超の契約案件（指定管理者協定は予定価格 0 円超）。</li> <li>・ 実施内容は工事と同様。</li> </ul>

## 世田谷区における入札制度改革のこれまでの取り組み

### ・入札制度改革の提言（答申）

平成19年3月30日 世田谷区入札制度改革検討委員会

#### 1．競争性の向上

- (1) 一般競争入札の拡大
- (2) 希望制指名競争入札の適用範囲の見直し
- (3) 世田谷区独自格付の廃止

#### 2．透明性の向上

- (1) 予定価格の事前公表及び精度向上への取り組み

#### 3．制度的保障

- (1) 入札監視委員会等の設置

#### 4．その他

- (1) 指名停止措置の強化
- (2) 随意契約のあり方

### ・世田谷区における取り組み（平成19年度以降）

#### 1．競争性の向上

##### (1) 一般競争入札の拡大

公共工事に係る「希望制指名競争入札」を「制限付一般競争入札」に転換し、指名競争は原則廃止。（平成21年2～3月公告、4月開札分から）

対象工事を限定していた「一般競争入札実施要綱（平成8年）」は廃止。

指名競争入札は自治法法令で許される場合の限定的な適用となるため、「指名競争入札参加者指名基準」も併せて改正。

##### (2) 物品購入、委託等契約における希望制指名競争入札の導入

平成20年9月試行、10月本格実施。これに伴い、「世田谷区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準」を制定、公表。

##### (3) 独自格付の廃止

共同運営による資格審査に移行（平成17年度）後も経過的に工事の一部業種（道路舗装、建築、電気、給排水衛生、空調、造園）に適用していた独自格付を廃止し、共同格付に一元化。（平成20年9月から）

同時に、区内業者については、優先業種区分（一業者一業種、専門性を活かすため。）の登録を開始。

#### 2．透明性の向上

##### (1) 工事案件における随意契約公表の拡充

工事の随意契約の公表対象案件を130万以上に拡大するとともに、インターネットでの公表を開始。（平成20年4月締結分から、10月公表開始）

## (2) 随意契約締結状況の公表拡大

契約事務の透明性を向上するため、物品購入、業務委託等の随意契約についても随意契約の締結状況をインターネットで公表開始。(平成21年4月契約分から9月公表開始)

## (3) 工事案件における予定価格の公表

工事請負契約の予定価格について、事前公表する基準をそれまで3000万円超としていたが、平成16年10月より2000万円超からへと変更した。これに伴い、予定価格がこの間にある案件の落札率について、基準変更前後における推移の検証結果を入札監視委員会に報告。(平成21年7月)

## 3. 履行の質の確保

### (1) 工事成績優良工事の公表

工事成績評定の上位10工事について、請負者、主任技術者、履行成績を公表。(平成19年8月)

### (2) 工事入札の見積り期間の延長

適切な積算をおこなえるよう、5000万円以上の工事について建設業法の定める見積り期間15日を確保するため入札日程を見直した。(平成20年4月から)

一律「中12日」 5000万円未満「中13日」、

5000万円以上「中20日」

(注) いずれも土・日曜日を含む日数として

### (3) 総合評価競争入札(施工能力審査型)

21年度から3年程度を目途に総合評価競争入札を試行。

21年度は、土木工事で3件実施。

22年度は、対象工事に設備工事を追加し、土木工事とあわせて7件実施。

23年度は、建築・造園工事を追加し、7件実施。

24年度は、20件実施。

25年度は、24件実施。

26年度から、本格実施。落札者決定基準を一部変更(地域貢献評価点の増点等)。

### (4) 最低制限価格及び低入札価格基準価格の見直し

従前より一定範囲の工事請負契約について最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を適用しているが、低価格受注による粗雑工事、下請へのしわ寄せ、安全対策の不徹底等の防止を強化し、より適正な価格での受注による工事品質並びに労働条件の一層の確保を図る観点から、入札制度改革の一環として、平成26年4月1日より、これらの制度に係る価格の設定範囲等を見直した。さらに、平成27年4月1日より、建築設計、土木設計、設備設計、測量及び地質調査の委託契約について制度の適用範囲を拡大した。

また、物品等に係る業務委託契約の一部について平成22年度から実施している最低制限価格制度についても、工事請負契約と同様に、平成26年4月1日より価格の設定範囲等を見直した。

#### ( 5 ) 低入札価格調査マニュアルの策定

低入札調査の実施における起工課と契約担当課の協力体制、調査事項及び提出書類等、調査実施の要領を定めたマニュアルを策定し公表した。(平成21年10月)

#### ( 6 ) 工事専任技術者の確認の徹底

建設業法により技術者の専任配置が義務付けられる工事(請負金額2500万円(建築一式工事は5000万円)以上の工事)について、公共工事の適正な施工を確保するため、他の工事のほか、営業所の専任技術者とも重複がないことを契約ごとに確認することとした。(平成21年10月公告分から)

#### ( 7 ) 工事入札で内訳書の提出

平成22年1月公告分から、予定価格5000万円(税込)以上の工事について、落札者の決定に際して、当該入札価格に対応した工事費内訳書を提出させる。(平成21年12月)

#### ( 8 ) 業務委託履行評価制度

建物清掃業務の委託契約(入札による一定規模以上のもの)について、その適正な履行を確保し質の向上を図ることを目的として、業務開始後の一定時期に履行評価を実施し、一定以上の成績が認められない場合には契約の解約や次回入札に参加できないことにした。(平成22年4月)

平成27年度から対象案件に造園、トイレ清掃を拡大した。

#### ( 9 ) 公共工事の同時請負件数を制限

公共工事の確実な履行を確保するため、当分の間、区から請負っている1億円以上の未完成工事の件数を1事業者3件までとした。(平成22年3月 第2回区議会定例会議案案件から適用)

#### ( 10 ) 大規模工事における発注要件の追加

最高完成工事实績要件の付与

大規模な工事について、無理な受注により粗雑な履行が行われるのを未然に防ぐため、予定価格の2分の1を上回る実績があることを発注要件とした。

工事成績評定要件の付与

大規模な設備工事については、近年の工事で不良の評価を受けた業者を排除するために、前年度及び今年度中の竣工工事で49点以下の工事成績評定を受けていないことを発注要件とした。

#### ( 11 ) 工事請負契約における現場代理人の常駐義務緩和

工事請負契約の的確な履行を確保するため、現場代理人の工事現場への常駐を義務づけているが、国が定める公共工事標準請負契約約款では、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合には、例外的に現場代理人の常駐を要しないことができるものとされた(平成22年7月改正)。

これを受けて区では、平成26年度より、通信手段の発達や厳しい経営環境下における施工体制の合理化にも配慮し、現場代理人の工事現場への常駐義務を緩和することとした。

#### ( 12 ) 印刷、委託等の指名競争入札における新規事業者の指名制限の導入

特定の業務に係る業務委託等（印刷、清掃等）の入札において、新規参入事業者については、履行状況・品質等に問題がないことを確認するため、最初の契約の履行が完了するまで（6ヶ月を超える契約は6ヶ月を経過するまで）の間、2本目以降の契約は行わないこととする指名制限を導入した。

#### **4 . 制度的保障**

##### **( 1 ) 入札監視委員会の設置**

入札・契約手続の適正を担保するための第三者機関として入札監視委員会を設置。半期ごとの工事請負契約から抽出した案件についての審議が主。その他、談合情報、指名停止状況の報告等。（平成19年12月）

#### **5 . その他**

##### **( 1 ) 電子調達（入札）の拡大**

土木設計、測量委託について電子入札を本格実施。（平成19年4月）  
物品、委託などすべての案件を電子入札に移行。（平成19年10月）

##### **( 2 ) 指名停止措置の強化**

談合等の不正行為について最長期間を12ヶ月から24ヶ月に延長。  
暴力団等の関与する業者を入札から排除するため、新たに指名停止の対象とした。  
区発注工事において工事履行成績が不良の場合の措置を明確にした。  
公正性の担保のため、指名停止措置を行った場合は原則として公表することを明確にした。（平成19年10月）

##### **( 3 ) 随意契約理由の明確化指導**

随意契約理由を明確にするため、理由書の書き方等について指導通知を発出。（平成19年10月）

##### **( 4 ) 長期継続契約**

地方自治法令の改正を受けて、契約事務手続きの合理化のため長期継続契約条例を制定。（平成19年3月）

複数年度にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約のうち、業務の履行にあたり一定の習熟度等が求められるもので、現在一定期間契約継続を前提に入札（プロポーザルを含む）を行い、その後随意契約の方法により契約を継続しているものについて、長期継続契約の対象業務を拡大。（図書館窓口受付業務など）（平成23年度）

新たに「コールセンター業務」、「学校主事業務」、「資源及びごみの選別業務」を対象案件として追加した。このため、「世田谷区長期継続契約を締結することができる契約の運用基準」（平成24年）

##### **( 5 ) プロポーザル実施ガイドラインの策定**

プロポーザル方式による相手方選定手続きの透明性・公正性を確保するためガイドラインを策定。（平成20年）

##### **( 6 ) 単品スライド条項の運用基準**

資材価格の急激な高騰に対処するため、鋼材類及び燃料油について、当面の運用

基準を定め、契約書の単品スライド条項に基づく請負代金変更の適用を開始した。  
(平成20年)

#### (7) 前払金対象工事の拡大と前払い金の上限引き上げ

##### <拡大>

緊急総合経済対策の一環として、前払金対象となる金額、工期の制限を撤廃。契約金額50万円以上のすべての工事等を前払金の対象とした。(平成20年12月16日契約分から適用)

公共工事請負者の経費支弁の円滑化を図るため、契約時の前払金の限度額を2億4千万円に上げるとともに、中間前払金(契約金額の2割、限度額1億2千万円)を新設した。(平成21年7月14日の入札案件から適用)

##### <前払い金の上限引き上げ>

建設事業者の資金調達を円滑化することで、入札参加機会の拡大を図るとともに、下請へのしわ寄せ等を防止し、安定的な履行の確保を図ることを目的としている本制度をより充実させ、建設事業者の経営環境の改善を図るため、平成27年度より、前払金及び中間前払金の支払限度額を引き上げた。

- ・前払金支払い限度額・・・2億4千万円から5億円に引き上げ
- ・中間前払金支払い限度額・・・1億2千万円から2億5千万円に引き上げ

#### (8) 営業所調査の実施

不正登録を防止するため、優先業種登録のある事業者を対象とした、「営業所調査」を実施。(平成22年7月)

指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的として、営業所等の実態がないペーパーカンパニー等の不適格な事業者の入札参加を防止するため、入札参加者の営業所等に関する審査基準を明文化し、平成26年1月20日付けで適用を開始。

#### (9) 契約約款の改正

平成23年4月1日以降に契約を締結する案件により改正契約約款を適用。

- ・工事請負契約約款において公共工事履行保証による保証が付された場合における取り扱いについて明確化。
- ・全ての契約約款において、暴力団等排除について、区が契約を解除できる場合の記述を修正、不当介入等を受けた場合の措置の追加。

平成27年4月1日より、世田谷区公契約条例の施行に伴い、全ての契約約款について、公契約条例遵守を旨とする条文を追加。

平成27年4月1日より、工事請負契約等について、入札制度改革の一環として、前払金及び中間前払金の支払限度額を引き上げるため、条文を改正。

平成27年4月1日より、電気供給契約約款の第6条より、太陽光発電促進付加金に係る条文を削除。

#### (10) 世田谷区公契約条例の制定・施行

世田谷区の公契約における基本方針を明らかにし、区長及び事業者等の責務等について必要な事項を定めるため、「世田谷区公契約条例」及びその施行規則を制定し、平成27年4月1日より施行した。

条例に基づき、平成27年度契約から、区の公契約の業務に従事する労働者の労働条件が適正であることを確認するため、契約事業者に対し「労働条件確認帳票（チェックシート）」の提出を求めている。

## 労働報酬下限額対象案件【工事】

( 予定価格3,000万円以上 )

### 平成26年度 予定価格別内訳

	予定価格	件数	総数	割合
工事	～300万	46	275	16.7%
	300万～500万	12		4.4%
	500万～1,000万	19		6.9%
	1,000万～2,000万	54		19.6%
	2,000万～3,000万	43		15.6%
	3,000万～	101		36.7%

### 予定価格3000万円以上の工事の内訳

	種目	件数	総数	割合	平均落札率
工事	土木	28	101	27.7%	94.16%
	建築	39		38.6%	93.03%
	設備	26		25.7%	93.46%
	造園	8		7.9%	93.45%

### 主な工事（予定価格上位10位）

	件名	予定価格（円）	種目
1	世田谷区立多聞小学校改築工事	1,830,438,000	建築
2	世田谷区立太子堂小学校改築工事	1,796,327,902	建築
3	世田谷区立烏山区民センター改修機械設備工事	343,051,200	設備
4	世田谷区立多聞小学校改築空気調和設備工事	320,230,800	設備
5	世田谷区立烏山区民センター改修電気設備工事	298,123,200	設備
6	世田谷区立多聞小学校改築電気設備工事	286,761,600	設備
7	世田谷区立大蔵運動場温水プール改修工事	282,711,600	建築
8	世田谷区立太子堂小学校改築空気調和設備工事	268,477,200	設備
9	世田谷区立太子堂小学校改築電気設備工事	258,973,200	設備
10	世田谷区立烏山区民センター改修工事	256,672,800	建築

## 労働報酬下限額対象案件【委託】

( 予定価格2,000万円以上 )

平成26年度 予定価格別内訳  
(平成27年度契約野の指定管理の件数を含む)

	予定価格	件数	総数	割合
委託	～100万	320	1,773	18.0%
	100万～200万	342		19.3%
	200万～300万	185		10.4%
	300万～500万	208		11.7%
	500万～1,000万	230		13.0%
	1,000万～2,000万	155		8.7%
	2,000万以上	333		18.8%

予定価格2,000万円以上の委託の内訳

	種目	件数	総数	割合
委託	建物清掃業務	3	333	0.9%
	1 建物以外の清掃業務(道路・公園・河川等)	25		7.5%
	施設管理業務	44		13.2%
	資源・ごみ等の収集運搬業務	25		7.5%
	運搬・車両運行業務	9		2.7%
	給食調理業務	29		8.7%
	印刷業務	1		0.3%
	その他(物品購入等を含む)	166		49.8%
	2 指定管理	31		9.3%

1 建物以外の清掃業務(道路・公園・河川等)には、樹木等の剪定・公園維持管理の契約を含む

2 指定管理の件数は、平成27年度契約の実績件数

委託(物品購入等を除く)入札案件の落札状況	
該当案件数	落札率
47件	77%

## 東京都における公共工事設計労務単価(平成27年2月適用)

	職種	労務単価(8時間相当)(円)	労務単価の1時間換算額(円)
01	特殊作業員	22,000	2,750.0
02	普通作業員	19,200	2,400.0
03	軽作業員	13,700	1,712.5
04	造園工	20,100	2,512.5
05	法面工	24,400	3,050.0
06	とび工	24,600	3,075.0
07	石工	24,700	3,087.5
08	ブロック工		
09	電工	23,600	2,950.0
10	鉄筋工	24,800	3,100.0
11	鉄骨工	23,200	2,900.0
12	塗装工	25,400	3,175.0
13	溶接工	27,200	3,400.0
14	運転手(特殊)	21,600	2,700.0
15	運転手(一般)	17,900	2,237.5
16	潜かん工	26,600	3,325.0
17	潜かん世話役	31,500	3,937.5
18	さく岩工	24,400	3,050.0
19	トンネル特殊工	25,200	3,150.0
20	トンネル作業員	21,800	2,725.0
21	トンネル世話役	28,700	3,587.5
22	橋りょう特殊工	27,000	3,375.0
23	橋りょう塗装工	27,900	3,487.5
24	橋りょう世話役	30,900	3,862.5
25	土木一般世話役	23,300	2,912.5
26	高級船員	27,600	3,450.0
27	普通船員	21,700	2,712.5
28	潜水土	36,900	4,612.5
29	潜水連絡員	25,400	3,175.0
30	潜水送気員	25,200	3,150.0
31	山林砂防工	25,500	3,187.5
32	軌道工	40,700	5,087.5
33	型わく工	23,500	2,937.5
34	大工		
35	左官	24,900	3,112.5
36	配管工	20,700	2,587.5
37	はつり工	22,500	2,812.5
38	防水工	26,900	3,362.5
39	板金工	25,000	3,125.0
40	タイル工		
41	サッシ工	23,100	2,887.5
42	屋根ふき工		
43	内装工	24,900	3,112.5
44	ガラス工	22,300	2,787.5
45	建具工	21,800	2,725.0
46	ダクト工	20,500	2,562.5
47	保温工	20,700	2,587.5
48	建築ブロック工		
49	設備機械工	21,100	2,637.5
50	交通誘導員A	12,800	1,600.0
51	交通誘導員B	11,100	1,387.5

## 東京都最低賃金

	時間額(円)
東京都最低賃金(平成26年10月1日適用)	888
東京都最低賃金(平成25年10月1日適用)	869
増減額	19

**資料 7 及び資料 8 は  
他の機関作成資料のため、  
非公開とする。**

平成27年7月13日現在

## 世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程

昭和40年6月5日

訓令甲第39号

改正 (以下、改正沿革省略)  
平成27年4月1日訓令甲第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第28号)第2条及び第4条第2項の規定に基づき、非常勤職員の報酬及び費用弁償の額について定めるものとする。

一部改正〔昭和53年訓令甲24号・54年48号〕

(報酬の額)

第2条 条例第2条に規定する報酬の額は、別表に定めるところによる。

2 非常勤職員が正規の勤務時間を超えて勤務した場合及び宿日直勤務をした場合の報酬の額については、区長が別に定める。

3 非常勤職員が正規の勤務時間の全部又は一部を勤務しなかったときは、区長が別に定めるところにより報酬を減額する。

一部改正〔昭和52年訓令甲19号・平成11年17号〕

(費用弁償)

第3条 条例第4条第2項に規定する額は、職員の旅費に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第12号)に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上前項に定める額により難しい職にある者の額については、区長が別に定める。

一部改正〔昭和52年訓令甲19号・53年24号・54年48号・平成2年3号・12年16号〕

付 則

この規程は、昭和40年4月1日から適用する。

(以下、改正付則省略)

別表(第2条関係)

参与	月額	201,900円から510,900円までの額において、区長が定める額
専門委員	月額	254,300円
専門調査員	月額	106,600円から300,700円までの額において、区長が定める額
特別専門調査員	日額	20,000円
就労支援専門員	月額	228,900円から283,900円までの額において、区長が定める額
境界確定専門調査員	月額	194,900円から249,900円までの額において、区長が定める額
建築審査会専門調査員	日額	26,000円
せたがや自治政策研究所特別研究員	日額	9,140円から14,240円までの額において、区長が定める額
区政専門嘱託員	月額	293,100円から348,100円までの額において、区長が定める額
区政嘱託員(A)	月額	222,300円から283,800円までの額において、区長が定める額

区政嘱託員（Ｂ）	月額	167,500円から278,300円までの額において、区長が定める額
区政嘱託員（Ｃ）	月額	162,300円から271,300円までの額において、区長が定める額
教育嘱託員	月額	228,800円から283,800円までの額において、区長が定める額
清掃嘱託員	月額	159,000円から250,700円までの額において、区長が定める額
総合支所嘱託員	日額	5,820円から9,420円までの額において、区長が定める額。ただし、世田谷区の休日に関する条例（平成元年3月世田谷区条例第1号）第1条第1項に規定する世田谷区の休日の勤務については、5,820円から10,880円までの額において、区長が定める額
外国人相談嘱託員	月額	23,000円から239,500円までの額において、区長が定める額
交通事故相談嘱託員	月額	103,700円から158,700円までの額において、区長が定める額
中国残留邦人等支援・相談員	日額	9,500円
文化生活情報センター嘱託員	月額	76,100円から131,100円までの額において、区長が定める額
烏山区民センター案内窓口嘱託員	月額	59,000円から114,000円までの額において、区長が定める額
出張所嘱託員	月額	88,800円から143,800円までの額において、区長が定める額
生活支援嘱託医	月額	175,400円
家庭相談員	月額	146,900円から201,900円までの額において、区長が定める額
生活支援専門員	月額	115,000円から288,500円までの額において、区長が定める額
自立促進専門員	月額	233,500円から288,500円までの額において、区長が定める額
年金・資産調査専門員	月額	141,000円から283,900円までの額において、区長が定める額
子ども家庭支援専門調査員	日額	18,580円から22,180円までの額において、区長が定める額
要保護児童支援専門員	月額	300,200円から355,200円までの額において、区長が定める額
発達障害支援相談員	月額	175,900円から328,600円までの額において、区長が定める額
発達支援親子グループ事業専門支援員	月額	205,200円から328,600円までの額において、区長が定める額
子ども家庭支援児童指導員	月額	81,000円から218,800円までの額において、区長が定める額
子ども家庭支援調査判定員	月額	154,300円から209,300円までの額において、区長が定める額
子ども家庭支援センター支援専門員	月額	199,800円から254,800円までの額において、区長が定める額
子ども・子育て総合センター子育てひろば嘱託員	月額	142,100円から197,100円までの額において、区長が定める額

子ども・子育て専門相談員	日額	11,910円から20,270円までの額において、区長が定める額
子どもの人権擁護機関相談・調査専門員	月額	253,900円から308,900円までの額において、区長が定める額
保育事業不動産専門調査員	日額	17,760円から21,360円までの額において、区長が定める額
保育入園事務嘱託員	月額	121,800円から176,800円までの額において、区長が定める額
広報調査員	月額	225,500円から280,500円までの額において、区長が定める額
事務嘱託員	月額	142,100円から197,100円までの額において、区長が定める額
事務嘱託員（専門）	月額	142,100円から212,300円までの額において、区長が定める額
嘱託産業医	月額	46,100円から206,100円までの額において、区長が定める額
産業保健嘱託員	月額	223,200円から278,200円までの額において、区長が定める額
市民大学・生涯大学嘱託員	月額	157,300円から212,300円までの額において、区長が定める額
消費生活相談員	日額	14,100円から17,700円までの額において、区長が定める額。ただし、区長が指定する業務を行う日の勤務については、8,000円から11,600円までの額において、区長が定める額
平和資料館嘱託員	月額	200,100円から255,100円までの額において、区長が定める額
農業専門嘱託員	月額	99,300円から154,300円までの額において、区長が定める額
介護保険事務嘱託員	月額	90,000円から197,100円までの額において、区長が定める額
介護保険認定調査員	月額	181,500円から236,500円までの額において、区長が定める額
新BOP指導員A	月額	165,000円から226,200円までの額において、区長が定める額
新BOP指導員B	月額	152,300円から213,800円までの額において、区長が定める額
新BOP指導員C	月額	77,600円から132,600円までの額において、区長が定める額
新BOP看護師	月額	198,200円から253,200円までの額において、区長が定める額
子育て児童ひろば嘱託員	月額	147,500円から202,500円までの額において、区長が定める額
保育園嘱託医	月額	47,000円
保育園看護師（代替）	月額	198,500円から253,500円までの額において、区長が定める額
保育員	月額	81,200円から207,300円までの額において、区長が定める額
保育業務員	月額	94,700円から224,900円までの額において、区長が定める額

保育園栄養管理嘱託員	月額	168,900円から223,900円までの額において、区長が定める額
国民健康保険料徴収支援専門員	月額	182,000円から237,000円までの額において区長が定める額
国民健康保険給付事務嘱託員	月額	187,500円から249,900円までの額において、区長が定める額
嘱託保健師	月額	223,200円から278,200円までの額において、区長が定める額
嘱託乳児期家庭訪問指導員	月額	223,200円から278,200円までの額において、区長が定める額
嘱託検査技師	月額	187,300円から242,300円までの額において、区長が定める額
嘱託栄養士	月額	185,700円から240,700円までの額において、区長が定める額
介護予防専門栄養士	月額	185,700円から240,700円までの額において、区長が定める額
嘱託看護師	月額	170,100円から225,100円までの額において、区長が定める額
嘱託歯科衛生士	月額	182,900円から237,900円までの額において、区長が定める額
嘱託衛生監視	月額	184,500円から239,500円までの額において、区長が定める額
衛生検査所精度管理専門委員	日額	21,300円
福祉手当嘱託医	月額	28,600円
障害者施設心理支援嘱託員	月額	308,900円から363,900円までの額において、区長が定める額
障害認定事務嘱託員	月額	142,100円から197,100円までの額において、区長が定める額
障害認定調査等専門員	月額	96,400円から247,900円までの額において、区長が定める額
建築技術嘱託員	月額	164,400円から219,400円までの額において、区長が定める額
土木技術嘱託員	月額	164,400円から219,400円までの額において、区長が定める額
技術専門嘱託員	月額	209,400円から264,400円までの額において、区長が定める額
用地専門員	月額	334,000円から430,000円までの額において、区長が定める額
建築構造専門嘱託員	月額	180,000円から235,000円までの額において、区長が定める額
道路監察専門員	月額	211,900円から266,900円までの額において、区長が定める額
スポーツ推進委員	月額	9,800円

全部改正〔平成16年訓令甲20号〕、一部改正〔平成16年訓令甲38号・42号・17年1号・12号・28号・29号・30号・35号・18年15号・42号・54号・19年16号・31号・34号・35号・20年6号・14号・17号・20号・22号・21年6号・22年11号・23年3号・16号・24年5号・18号・21号・25年8号・14号・16号・26年13号・31号・27年10号〕

平成27年7月13日現在

世田谷区議会事務局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程

昭和40年5月1日  
議会議長訓令甲第4号

改正 (以下、改正沿革省略)

平成12年3月31日議会議長訓令甲第2号

(目的)

第1条 この規程は、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第28号。以下「条例」という。)第1条及び第4条第2項の規定に基づき、非常勤職員の報酬及び費用弁償の額について定めることを目的とする。

一部改正〔平成2年議会議長訓令甲5号〕

(報酬の額)

第2条 条例第2条に規定する報酬の額は、日額6,000円から12,000円までの額において、議長が定める額とする。

全部改正〔平成2年議会議長訓令甲5号〕

(費用弁償の額)

第3条 条例第4条第2項に規定する額は、職員の旅費に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第12号)に定める額とする。

一部改正〔平成2年議会議長訓令甲5号・12年2号〕

付 則(昭和43年11月8日議会議長訓令甲第1号)

この規程は、昭和43年10月1日から適用する。

(以下、改正付則省略)

附 則(平成12年3月31日議会議長訓令甲第2号)

1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の世田谷区議会事務局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の規定は、平成12年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

平成27年7月13日現在

世田谷区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程

昭和40年5月10日  
世教委訓令甲第1号

改正 (以下、改正沿革省略)

平成27年4月1日世教委訓令甲第7号

(目的)

第1条 この規程は、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第28号。以下「条例」という。)第2条及び第4条第2項の規定に基づき、世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)に勤務する非常勤職員の報酬及び費用弁償の額について定めることを目的とする。

一部改正〔昭和53年世教委訓令甲5号・54年13号・平成10年3号〕

(報酬額)

第2条 条例第2条の規定する報酬の額は、別表の定めるところによる。

一部改正〔昭和53年世教委訓令甲2号・54年13号〕

(費用弁償)

第3条 条例第4条第2項の規定による費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第12号)に定める額とする。

一部改正〔昭和53年世教委訓令甲2号・54年13号・平成2年4号・12年2号〕

付 則

この規程は、昭和40年4月1日から適用する。

(以下、改正付則省略)

別表(第2条関係)

解説員	月額	184,500円から246,900円までの額において、教育委員会が定める額
学芸員	月額	143,400円から198,400円までの額において、教育委員会が定める額
社会教育指導員	月額	199,800円から262,400円までの額において、教育委員会が定める額
学校内科医	月額	44,200円(三宿中学校2部については13,300円、区立幼稚園については20,300円)
学校歯科医	月額	38,300円(三宿中学校2部については11,900円、区立幼稚園については20,300円)
学校眼科医	月額	38,300円(三宿中学校2部については、11,900円)
学校耳鼻科医	月額	38,300円(三宿中学校2部については、11,900円)
学校薬剤師	月額	27,400円(三宿中学校2部については、8,900円)
産業医	月額	43,000円
主任教育相談員	月額	256,900円から311,900円までの額において、教育委員会が定める額
教育相談員	月額	161,600円から278,100円までの額において、教育委員会が定める額
教育相談専門調査員(A)	月額	154,300円から209,300円までの額において、教育委員会が定める額
教育相談専門調査員(B)	月額	193,700円から248,700円までの額において、教育委員会が定める額

学校包括支援員	月額	184,500円から246,900円までの額において、教育委員会が定める額
英語活動支援員	日額	1,020円から9,720円までの額において、教育委員会が定める額
就学相談員	月額	215,400円から270,400円までの額において、教育委員会が定める額
特別支援学級支援員	月額	164,400円から219,400円までの額において、教育委員会が定める額
特別支援学級支援員(育児休業代替)	月額	164,400円から219,400円までの額において、教育委員会が定める額
幼稚園教育嘱託員	月額	83,600円から138,600円までの額において、教育委員会が定める額
青少年委員	月額	9,800円
歴史専門調査員	月額	199,800円から262,400円までの額において、教育委員会が定める額
文化財資料調査員	月額	184,500円から246,900円までの額において、教育委員会が定める額
教育センター嘱託員(A)	月額	171,600円から283,800円までの額において、教育委員会が定める額
教育センター嘱託員(B)	月額	167,700円から278,500円までの額において、教育委員会が定める額
教育センター嘱託員(C)	月額	162,300円から271,300円までの額において、教育委員会が定める額
伝統工芸指導員	月額	115,300円から239,500円までの額において、教育委員会が定める額
図書館嘱託員(A)	月額	85,300円から140,300円までの額において、教育委員会が定める額
図書館嘱託員(C)	月額	85,300円から140,300円までの額において、教育委員会が定める額
図書館嘱託員(D)	月額	164,000円から219,000円までの額において、教育委員会が定める額
非常勤講師(A)	日額	2,650円から35,840円までの額において、教育委員会が定める額
非常勤講師(B)	日額	2,030円から26,320円までの額において、教育委員会が定める額
給食調理場運営審議会委員	日額	5,220円
郷土資料館運営委員会委員	日額	6,790円
学校警備嘱託員(A)	日額	6,700円から14,080円までの額において、教育委員会が定める額。ただし、世田谷区の休日に関する条例(平成元年3月世田谷区条例第1号)第1条第1項に規定する世田谷区の休日(以下「休日」という。)の勤務については、14,560円から18,160円までの額において教育委員会が定める額
学校警備嘱託員(B)	日額	15,360円から18,960円までの額において、教育委員会が定める額。ただし、休日の勤務については、24,630円から28,230円までの額において教育委員会が定める額
自然教育指導員	月額	184,500円から239,500円までの額において、教育委員会が定める額

学校業務嘱託員	月額	108,300円から163,300円までの額において、教育委員会が定める額
ほっとスクール指導員	月額	199,800円から262,400円までの額において、教育委員会が定める額
ほっとスクール指導員（代替）	日額	12,500円から16,100円までの額において、教育委員会が定める額
スクールカウンセラー	月額	240,900円から303,800円までの額において、教育委員会が定める額
スクールカウンセラー（代替）	日額	15,050円から18,650円までの額において、教育委員会が定める額
スクールソーシャルワーカー	月額	236,900円から299,800円までの額において、教育委員会が定める額
教育支援スクールソーシャルワーカー	月額	236,900円から291,900円までの額において、教育委員会が定める額
新BOP事務局長	月額	173,600円から228,600円までの額において、教育委員会が定める額
学校給食栄養管理嘱託員	月額	162,900円から245,000円までの額において、教育委員会が定める額
幼稚園業務嘱託員	月額	79,000円から134,000円までの額において、教育委員会が定める額
教育相談専門指導員（A）	月額	324,800円から379,800円までの額において、教育委員会が定める額
教育相談専門指導員（B）	月額	266,300円から321,300円までの額において、教育委員会が定める額
学校運営協議会委員	月額	1,000円
心理教育相談員	月額	236,900円から299,800円までの額において、教育委員会が定める額
心理教育相談員（育児休業代替）	月額	236,900円から291,900円までの額において、教育委員会が定める額
心理教育相談員（代替）	日額	14,800円から18,400円までの額において、教育委員会が定める額
学校施設整備嘱託員	月額	247,500円から302,500円までの額において、教育委員会が定める額
学校嘱託医	月額	15,700円

全部改正〔平成16年世教委訓令甲6号〕、一部改正〔平成16年世教委訓令甲10号・17年15号・18年1号・19年2号・9号・20年11号・13号・16号・21年3号・7号・22年2号・9号・23年6号・7号・8号・24年2号・25年1号・26年3号・27年7号〕

## 他自治体の現状(労働報酬下限額の決定)

平成27年7月13日現在

自治体名	労働報酬下限額等について
(凡例) 自治体名	審議機関の名称 審議機関の委員数 審議機関の実施回数 審議機関の公開等 工事契約の労働報酬下限額(適用範囲・労働報酬下限額) 委託契約の労働報酬下限額(適用範囲・労働報酬下限額)
千代田区	千代田区公契約審議会 6名以内 年3回 公開 HPにて議事概要公表 1億5千万円以上の工事契約 設計労務単価の85% 3千万円以上の委託契約等(委託及び指定管理者) 938円/時
渋谷区	渋谷区労働報酬審議会 7名以内 未公表 未公表 1億円以上の工事契約 設計労務単価の90%(見習い、年金調整労働者 938円/時) 1千万円以上の委託契約等(委託及び指定管理者) 938円/時
足立区	足立区労働報酬審議会 6名以内 年2回 公開 HPにて議事概要を公表 1億8千万円以上の工事契約 設計労務単価の90%(熟練以外は軽作業員の70% 1,064円/時) 9千万円以上の委託契約等(委託及び指定管理者) 930円/時
国分寺市	国分寺市公共調達委員会 5名以内 未公表 未公表 9千万円以上の工事契約 設計労務単価の90% 1千万円以上の委託契約等(委託及び指定管理者) 903円/時
多摩市	多摩市公契約審議会 5名以内 公開 HPにて議事録公表 年3~5回 5千万円以上の工事契約 設計労務単価の80%(熟練以外は988円/時) 1千万円以上の委託契約等(委託及び指定管理者) 903円/時
川崎市	川崎市作業報酬審議会 5名以内 公開 HPにて議事概要を公表 年3回(8月・9月・2月) 6億円以上の工事契約 設計労務単価の90% 1千万円以上の委託契約等(委託及び指定管理者) 910円/時
相模原市	相模原市労働報酬等審議会 6名以内 公開(不可、一部可の場合もあり) HPにて議事概要を公表 年3~7回 1億円以上の工事契約 設計労務単価の90% 500万円以上の委託契約 890円/時

厚木市	厚木市労働報酬審議会 6名以内 公開 HPにて議事概要を公表 年2回 1億円以上の工事契約 設計労務単価の90% (見習い・年金調整労働者911円/時) 1千万円以上の委託契約等(委託及び指定管理者) 911円/時
野田市	なし  4千万円以上の工事契約 設計労務単価の85% 1千万円以上の委託契約 市の高卒初任給、登録事業者にリサーチ

# 公契約条例広報等の状況

2015/7/2現在 財務部経理課契約係

開始時期(掲載等時期)	周知方法・媒体	周知内容	主な周知対象	備考
平成26年9月29日	新聞報道:朝日新聞朝刊	条例案可決、条例概要の報道。	広く一般(事業者、労働者、区民等)	
平成26年10月1日	区ホームページ:契約・入札情報のお知らせページ	条例制定の周知。条例・規則の条文全文を掲載。	広く一般(事業者、労働者、区民等)	
平成26年10月2日	新聞報道:建設産業新聞	条例制定、条例概要の報道。	建設事業者等の業界関係者	
平成26年10月9日	新聞報道:建通新聞	条例制定、条例概要の報道。	建設事業者等の業界関係者	
平成26年10月10日	新聞報道:建設産業新聞	条例内容等(続報)	建設事業者等の業界関係者	
平成26年10月22日	新聞報道:建設産業新聞	条例内容等(続報)	建設事業者等の業界関係者	
平成26年10月26日	新聞報道:朝日新聞朝刊	条例内容等(続報)	広く一般(事業者、労働者、区民等)	
平成26年10月31日	新聞報道:日本経済新聞朝刊	条例制定、条例概要の報道。	広く一般(事業者、労働者、区民等)	
平成26年12月1日	区広報紙(紙媒体):区のおしらせ12月1日号	条例制定の周知。条例の概要紹介。	広く一般(事業者、労働者、区民等)	広報広聴課へ掲載依頼
平成26年12月1日	区ホームページ:区のおしらせ12月1日号ホームページ版	条例制定の周知。条例の概要紹介。	広く一般(事業者、労働者、区民等)	広報広聴課へ掲載依頼
平成26年12月10日	新聞報道:建設経済新聞	条例制定、条例概要の報道。経理課長へのインタビュー掲載。	建設事業者等の業界関係者	
平成26年12月15日	区広報紙(紙媒体):産業情報誌「せたがやエコノミクス」12月15日号	条例制定の周知。条例の概要紹介。	区内事業者、産業団体等	商業課へ掲載依頼
平成26年12月15日	区ホームページ:産業情報誌「せたがやエコノミクス」12月15日号ホームページ版	条例制定の周知。条例の概要紹介。	区内事業者、産業団体等	商業課へ掲載依頼
平成27年1月20日	電子入札サービス:各入札案件の入札説明書	条例遵守条項が契約約款に追加されること、契約時に労働条件確認帳票の提出が必要となったこと(窓口閲覧あり)の説明を追加。	入札参加希望事業者等(入札説明書は一般の方も閲覧可能)	27年度契約予定案件より周知開始
平成27年2月10日	区ホームページ:契約・入札情報のお知らせページ	労働条件確認帳票の提出・窓口閲覧の案内。提出依頼説明文、取扱要領、帳票様式を掲載(ダウンロードサービス)。	事業者等(労働者を含め一般の方もページ閲覧可能)	
平成27年2月上旬	窓口配付:労働条件確認帳票	労働条件確認帳票の提出・窓口閲覧の案内。	契約予定事業者	契約書の受渡し時に配付し、作成提出を依頼する
平成27年7月	区ホームページ:契約・入札情報のお知らせページ	労働条件確認帳票の窓口閲覧の案内。	広く一般(事業者、労働者、区民等)	
近日中(準備出来次第)	区ホームページ:契約・入札情報のお知らせページ	公契約適正化委員会・専門部会の議事録(又は議事概要)の掲載。	広く一般(事業者、労働者、区民等)	以後、委員会開催のつど議事録等を掲載

## 平成27年度第2回 世田谷区公契約適正化委員会 議事概要

開催日時：平成27年5月25日（月）午後3時56分～5時38分

場 所：北沢タウンホール9階 らぶらす企画室

出席委員：中川義英会長、五十嵐均委員、兒玉奈輔委員、小部正治委員、竹内勇一委員、  
田村重良委員、豊田恒行委員、永山利和委員、三浦一郎委員 以上9名（50音順）

事務局：財務部経理課

### 【会議次第】

- 1 開 会
- 2 議 題
  - （1）副会長の選任
  - （2）諮問
  - （3）今後の進め方等について  
労働報酬専門部会  
入札監視委員会
  - （4）その他
- 3 閉 会

### 【議事概要】

- 1 議 題
  - （1）副会長の選任  
副会長として、永山委員を互選により選任した。
  - （2）諮問
    - ・公契約の適正な履行を確保するために必要な施策について
    - ・区内産業の振興及び地域経済の活性化を図るための入札制度改革について以上、2項目について区長より諮問
  - （3）今後の進め方等について
    - ・世田谷区公契約適正化委員会における労働報酬専門部会の役割について
    - ・入札監視委員会と公契約適正化委員会の関係について
    - ・労働報酬専門部会の委員について
    - ・今後の進め方等について、事務局より説明があった。  
その後の討議における主な意見や質疑応答等は、次のとおり。

委員の主な意見・質問	事務局の主な説明等
<p>・第1回の適正化委員会での議論を踏まえ、公契約適正化委員会と入札監視委員会のあり方について、区としてどのように考えているのかという旨の質問があった。</p>	<p>・区として、入札監視委員会については、引き続き従前のおり設置要綱に基づき、運営していく。公契約適正化委員会委員のうちから入札監視委員会委員を委嘱する予定であり、そこでの議論の結果も踏まえて、公契約適正化委員会では契約・入札制度を含めた公契約全般に亘る検討・議論をお願いしたいという旨の説明があった。</p> <p>・労働報酬専門部会の委員として、永山委員、小部委員、五十嵐委員、豊田委員、児玉委員、田村委員をお願いしたいという旨の説明があった。</p> <p>・入札監視委員会の委員には、中川委員、三浦委員、竹内委員をお願いする考えであるという旨の説明があった。</p>
<p>・諮問を受け、今後、議論するにあたり、世田谷区の契約・入札制度の現状の共通認識をまず最初にとらねばならないという旨の意見があった。</p>	<p>・共通認識をいただくための準備はすすめる。議論は色々続くとは思いますが、区として本年度内に答申という形をいただきたいと考えているという旨の説明があった。</p>
<p>・公契約適正化委員会と労働報酬専門部会の会議の公開について、「原則公開」、「当面非公開」の相反する意見があった。「議事録」又は「議事概要」の公表についても、各々、相違する意見があった。</p>	<p>・委員会の会議の公開等の扱いについては、本日の意見を踏まえ、次回事務局案として提示のうえ、決定することです承いただき、部会については、部会での議論で決定していただきたいという旨の説明があった。</p>
<p>・労働報酬専門部会を開催するにあたり、各種資料の事前準備の要望があった。</p> <p>また、労働報酬下限額を審議する際の手法や資料等がどのように準備されるのか、他の自治体ではどのような進め方を行っているのか、そのような資料をもとに進めていく必要があるのではないか、という旨の質問や意見等があった。</p>	<p>・本日の議論を踏まえて資料等の準備をすすめていくという旨の説明があった。</p>

・労務単価については、直営や外注の形態があり、コントロールは難しい面があるのではないかという旨の意見があった。	
---	--

(4)その他

労働報酬専門部会の開催について、区議会等の日程が確定次第、事務局より各委員と調整し開催することを、委員全員の賛成により決定した。